農薬と関係法令

① 農薬取締法

② 毒物及び劇物取締法

③ 食品衛生法等

農薬取締法
（農薬と関係法令①）

１　農薬取締法における規制の概要

２　農薬の販売に係る規制

３　農薬取締法における罰則・処分

農薬取締法における農薬の定義

農薬の範囲

農作物等に対して

- 病害虫防除に使用する**薬剤**（各種殺菌剤・殺虫剤・除草剤等）
- 成長調整に使用する**薬剤**（ジベレリンやトマトトーン等）
- 病害虫防除に利用する**天敵**（ハダニ類を捕食するカブリダニ等）

（農薬の定義：農薬取締法第２条）
- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤 等
- 農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤 等
- 防除のため利用される天敵は、農薬とみなす

※ **農薬と同じ成分を含むものでも**、農作物等に害を与えないゴキブリ、蚊等を防除するために、家庭や畜舎の中で用いられる薬剤等、**他の用途に用いられるものは農薬に該当しない**。

農薬取締法での**農作物等**の範囲

- 稲、野菜、果樹などの**栽培作物**
- 観賞の目的で栽培している樹木、盆栽、草花
- ゴルフ場や公園の**芝生、街路樹**
- 肥培管理がほとんど行われない山林樹木
- 農作物から生産されたもので加工されていないもの（玄米、伐採木などの農林産物）

農薬取締法での**病害虫**の範囲

- 農作物等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルスを**病害虫と総称**

農薬取締法による規制の概要

農薬は、**農薬取締法**によって**登録・販売・使用等**が**規制**
また、**食品衛生法**によって**残留農薬基準を超える農作物は流通禁止**

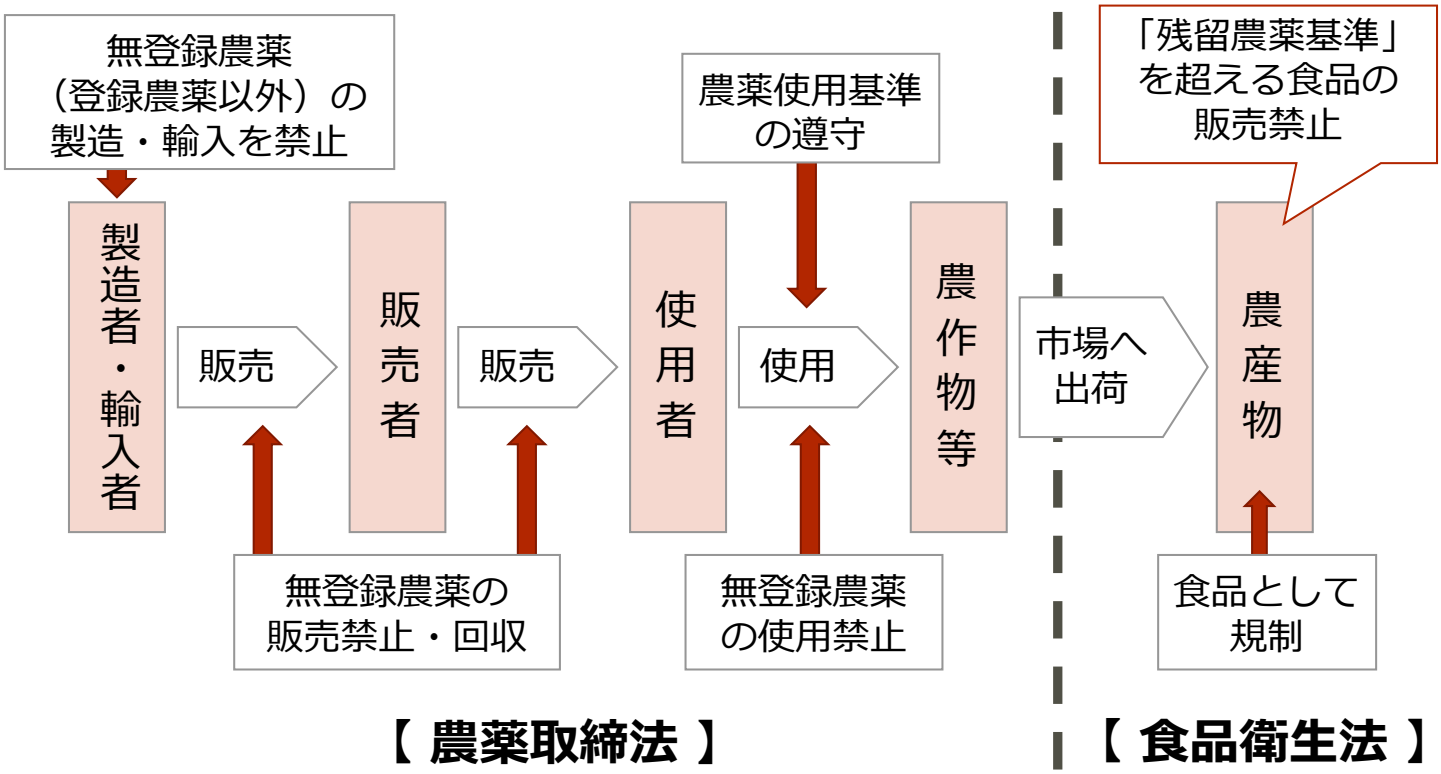

農薬の登録制度

特定農薬以外の農薬について、農薬の薬効・薬害、毒性、残留性等について審査し、**品質及び安全性が確保された農薬を登録**することで、不良な農薬や危険な農薬が流通・販売されることを防止している。

また、**登録農薬（容器又は包装に登録表示のある農薬）**と**特定農薬**の**どちらにも該当しない農薬（無登録農薬）の使用を禁止**（農薬取締法第24条）している。





登録された全ての農薬には、農林水産省登録第○○○号とラベルに**登録番号**が記載

※登録不要な**特定農薬**には、登録番号はない

※**特定農薬（特定防除資材）**

安全性が確認されているため、**登録が不要とされている農薬**

・**食酢、重曹、エチレン、次亜塩素酸水**のほか、使用場所と同一の都道府県内で採取された**天敵**の５種類を国が指定

販売禁止農薬

安全性に問題があるとして、農薬としての販売・使用が禁止されている農薬　⇒「農薬の販売の禁止を定める省令」で29種類が指定

分類	農薬名(成分名)
殺虫剤・忌避剤	リンデン
殺虫剤	ＤＤＴ
殺虫剤・殺そ剤	エンドリン
殺虫剤・忌避剤	ディルドリン
殺虫剤	アルドリン
殺虫剤	クロルデン
殺虫剤	ヘプタクロル
殺菌剤	ヘキサクロロベンゼン
殺虫剤	マイレックス
殺虫剤	トキサフェン

分類	農薬名(成分名)
殺虫剤	ＴＥＰＰ
殺虫剤	メチルパラチオン
殺虫剤	パラチオン
殺菌剤	水銀剤
除草剤	２，４，５－Ｔ
殺虫剤	砒酸鉛
殺虫剤	水酸化トリシクロヘキシルスズ（プリクトラン）
殺菌剤	ダイホルタン
除草剤・殺菌剤・忌避剤	ＰＣＰ

分類	農薬名(成分名)
除草剤	ＣＮＰ
殺菌剤	ＰＣＮＰ
殺虫剤	ケルセン
農薬製造時の副生成物	ペンタクロロベンゼン
リンデンの副生成物	アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン
リンデンの副生成物	ベータ－ヘキサクロロシクロヘキサン
殺虫剤	クロルデコン
殺虫剤	ベンゾエピン
殺虫剤	メトキシクロル
殺虫剤	クロルピリホス

※販売禁止農薬には、過去に登録・使用されていた農薬も含まれている

農薬の登録制度の見直し①

安全性をより高めるため、平成30年12月に農薬取締法を改正し、農薬の再評価制度を導入した（農薬取締法第８条）。

現在、**国内使用量の多い農薬等から順次、再評価が始められている**（令和３年から評価開始）。

再評価制度：全ての農薬について、定期的（15年ごと）に、**最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価**を行う。

再評価制度の導入以前は、**農薬登録に３年間の有効期間**が設けられていたため、農薬メーカーが登録を維持するためには、有効期間内に再登録の申請が必要であった。

（再登録に当たって国から要求がない項目は、初回登録時の古いデータのままで、最新のリスク評価が不十分な場合もあった）

※再評価制度の導入に伴い廃止

農薬の登録制度の見直し②

農薬の登録審査の見直し

農薬取締法の改正に伴い、以下の項目が追加・拡充され、より安全性が求められることとなった。

・農薬使用者に対する影響（作業者暴露）評価の充実
・生活環境動植物に対する影響評価の充実
・みつばちに対する影響評価の充実
・農薬原体に対する評価の導入

農薬の再評価制度や審査項目の追加等によって、データを取り直すことにコストがかかり過ぎる等の理由により、登録維持を断念（製造終了）する農薬も出てきている。
（→ 使用できる農薬が減る傾向）

農薬ではない除草剤

殺虫剤や殺菌剤と同様に、除草剤にも、農薬登録を受けたもの・受けていないものがある。

➡ 農薬ではない除草剤は、農作物等の栽培管理には**使用できない**。

除草剤の区分	農作物等の栽培・管理への使用
農薬である除草剤　（農薬登録あり）	**使用できる**
農薬ではない除草剤（農薬登録なし）	**使用できない**

道路、駐車場、グラウンド等、農作物等を栽培管理しない場所のみで使用する

以下の条件では、**農薬である除草剤**を使用する。
・家庭菜園での栽培・管理のための除草
・果樹園地内や水田の畦畔等の除草
・公園・緑地・花壇等の植栽管理のための除草

ラベルに**農薬登録番号**があるかどうか

農作物等を栽培管理する場所では、除草剤が農薬であるかを確認

農薬使用者の責務

重要

平成１５年の農薬取締法改正により、
「農薬を使用する者が遵守すべき基準（農薬使用基準）」が定められ、
これに違反した場合は罰則が科せられることとなった。
（農薬取締法第２５条）

違反した場合は、**３年以下の懲役**
もしくは**100万円以下の罰金**

平成３０年の農薬取締法改正では、農薬使用者は、
「農薬の使用に当たり、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるよう努める」ことが規定された（農薬取締法第２７条）。

農薬使用者は、これまで以上に
農薬の適正使用に努めなければならない

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（農薬使用基準）

重要

農薬による危被害を防ぐため、農薬の使用に関して以下を規定

- 農薬の**表示事項を遵守**する（**ラベルの記載事項を守って使う**）
- くん蒸・航空機・ゴルフ場での農薬使用に当たっては、**農薬使用計画書を提出**する
- 航空機での散布や住宅地等の周辺では、**農薬を飛散させない**ように努める
- 止水期間を守る等、**水田から農薬を流出させない**ように努める
- **クロルピクリン剤を使用する場合は、揮散防止のための措置を講じる**ように努める
- 農薬を使用した作物や使用方法などを**帳簿に記載**するように努める

農薬取締法
（農薬と関係法令①）

１　農薬取締法における規制の概要

２　農薬の販売に係る規制

３　農薬取締法における罰則・処分

農薬の販売に係る規制①

届出された販売者以外が農薬を販売すること等を規制している。
（販売者の定義と届出：農薬取締法第２条）
・「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む）する者をいう。
※「販売者」にはインターネット販売等、実店舗を持たない場合を含む。

（販売者の届出：農薬取締法第１７条）
・**販売者**は、その**販売所ごと**に、**氏名**及び**住所**、**当該販売所**について都道府県**知事に届け出なければならない。**
・販売者は、**新たに販売を開始する場合にあってはその開始の日まで**に、販売所を増設した場合にあってはその増設の日から２週間以内に、**変更（廃止も含む）を生じた場合にあっては２週間以内**に**届出をしなければならない。**

農薬の販売に係る規制②

（農薬の販売の制限又は禁止等：農薬取締法第１８条）

・**販売者は、製造者又は輸入者が**法第１６条の規定に基づいて**農薬の容器又は包装に表示した農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。**

農薬が登録され、製造・輸入され、販売される過程で、**製造者等が容器又は包装にした表示が、そのまま農薬の使用者に渡ることを確保**するために定められている。

また、登録農薬・特定農薬以外の農薬（**無登録農薬**）**の販売を規制**している。

次の行為は禁止（過去に検挙事例等あり）

- **無届で農薬を販売・譲渡**
- **農薬を小分けして販売・譲渡**
- **ラベルが剥がれた農薬を販売・譲渡**

農薬の販売に係る帳簿の作成・保管

農薬販売者は、農薬の販売・流通量を明確にし、不良農薬の流通防止と品質保持の責任を明らかにするため、帳簿を作成・保管しなければならない。

（帳簿：農薬取締法第２０条）

・販売者は、**帳簿を備え付け**、これに**農薬の種類別に、その譲受数量及び譲渡数量を記載**し、少なくとも**３年間その帳簿を保存しなければならない。**

（水質汚濁性農薬の使用の規制：農薬取締法第２６条）

・水質汚濁性農薬に該当する農薬はその譲受数量及び**譲渡先別譲渡数量**を記載し、保存しなければならない。

【水質汚濁性農薬は、「シマジン」のみが該当】

農薬でない除草剤の販売

農薬ではない除草剤を販売するときは、販売者がその除草剤を確認し、農薬として使用できない旨の表示をしなければならない。

（**農薬でない除草剤の表示義務**：農薬取締法第２２条）

・農薬でない除草剤の販売者は、**その容器又は包装に**当該除草剤は**農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。**
※ただし、当該除草剤の容器又は包装に既にその旨の表示がある場合は、この限りでない。

・農薬でない除草剤の販売者は、その販売所ごとに、**公衆の見やすい場所に、当該除草剤は農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。**

農薬でない除草剤の不適正な使用や事故を防ぐためには、購入者に対して「農薬として使用することができない旨」を確実に伝達する必要があることから、販売所でも必ず表示

農薬取締法
（農薬と関係法令①）

1　農薬取締法における規制の概要

2　農薬の販売に係る規制

3　農薬取締法における罰則・処分

農薬取締法における罰則・処分①

（罰則関係：農薬取締法第４７～５２条）

農薬取締法に違反した場合、その違反の内容によって、以下に処されることがある。

①６か月以下の懲役、若しくは30万円以下の罰金、又はこれを併科
②３年以下の懲役、若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科
➡**農薬使用基準に違反した場合が含まれる**
③１億円以下の罰金

（監督処分：農薬取締法第３１条）

製造者、輸入者又は販売者が次のいずれかを行ったときは、**農薬の販売を制限し、又は禁止する**ことができる。

①無登録の農薬を販売したとき
②虚偽の表示の農薬を販売したとき
③虚偽の宣伝を行ったとき

特に悪質な場合には、製造者又は輸入者に対し、農薬の登録を取り消すこともできる

販売者も注意が必要

農薬取締法における罰則・処分②

（報告及び検査：農薬取締法第２９条）

農薬取締法の目的を達成するためには、規制した事項等が遵守されているかどうか、監督、検査し、もしも違反事項があれば直ちにこれを是正する必要があることから法律で以下のことを規定。

・**報告徴収、農薬又はその原料の集取及び立入検査ができる。**
・立入検査では、権限を与えられた職員が製造者、販売者等のもとに立ち入り、業務若しくは農薬の使用状況又は帳簿、書類その他必要な物件について調査する。

法律に反した場合は、農薬の製造者だけではなく、販売者や使用者にも罰則・処分が及ぶ可能性がある

特に**農薬の使用者**にあっては、**農薬使用基準を遵守する**こと

※農薬使用基準は12ページ（スライド右下の番号）に掲載

毒物及び劇物取締法（農薬と関係法令②）

※以下「毒劇法」と記載

毒物又は劇物の定義と禁止規定

（定義：毒劇法第２条）

人畜に危害を与えるもので、その**程度の激しいものが毒物**、**比較的軽いものが劇物**とされている。（医薬品及び医薬部外品は除く）

→　**農薬も性質によっては、毒劇法の規制を受ける。**

また、毒劇法では、**農薬の使用者（農家など）に対しても、毒物又は劇物の取扱者として注意すべき事項が記載**されている。

（禁止規定：毒劇法第３条）

毒物又は劇物の**販売業の登録を受けた者**でなければ、毒物又は劇物を**販売**し、**授与**し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは**陳列してはならない**。

毒物又は劇物に係る営業の登録

製造業・輸入業・販売業を
まとめて**「営業」**と表現

（営業の登録：毒劇法第４条）

・毒物又は劇物の製造業、輸入業又は**販売業の登録は**、製造所、営業所又は**店舗ごとに**、その製造所、営業所又は店舗の**所在地の都道府県知事**（販売業にあってはその店舗の所在地が**保健所を設置する市**又は特別区の区域にある場合**においては市長**又は区長）が行う。

➡販売業の登録に当たっては、申請書の提出が必要

・毒物又は劇物の販売業の登録の種類は次のとおり。

1　一般販売業の登録　　… **全ての毒物又は劇物の販売が可能**
2　農業用品目販売業の登録 … 農業用品目に限定
3　特定品目販売業の登録　… 特定品目に限定

・製造業又は輸入業の登録は「５年ごと」に、
販売業の登録は「６年ごと」に更新を受けなければ、その効力を失う。

毒物劇物取扱責任者

（毒物劇物取扱責任者：毒劇法第７条）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、**営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、**毒物又は劇物による**保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。**

（毒物劇物取扱責任者の資格：毒劇法第８条）

次のいずれかに該当する者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることはできない。

1　薬剤師
2　厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
3　**都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者**

毒物又は劇物の営業を行うためには、
登録申請に加えて、毒物劇物取扱責任者の設置が必要

毒物又は劇物の取扱い

（毒劇法第１１条）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物が**盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない**。

（毒劇法施行規則第１１条の４）

毒物又は劇物については、**誤飲誤食の危険を避けるため、飲食用容器として通常使用されるものを、その容器として使用してはならない**。

毒物又は劇物の表示

（毒劇法第１２条）

・毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の**容器及び被包**に、それぞれ定められた**表示**をしなければならない。

毒物：「**医薬用外**」の文字とともに**赤地に白色**で「**毒物**」と表示
劇物：「**医薬用外**」の文字とともに**白地に赤色**で「**劇物**」と表示

表示例　【毒物の場合】　医薬用外毒物　　【劇物の場合】　医薬用外劇物

・前述の事項に加えて、**貯蔵又は陳列する場所**においても、表示をしなければならない。

表示例　【毒物の場合】　医薬用外毒物　　【劇物の場合】　医薬用外劇物

毒物又は劇物の譲渡の手続き

（毒劇法第１４条）

・毒物劇物営業者は、譲受人から次に掲げる事項を記載し、**譲受人が押印した書面の提出を受けなければ**、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に**販売又は授与してはならない**。

＜いわゆる「譲受書」に記載が必要な事項＞

１　毒物又は劇物の名称及び数量
２　販売又は授与の年月日
３　譲受人の氏名、職業及び住所
（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

・毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から**５年間**、前項が記載された書面等を保存しなければならない。

毒物又は劇物の交付の制限①

（交付先の制限：毒劇法第１５条第１項）
毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

１　１８歳未満の者
２　心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
３　麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

毒物又は劇物の交付の制限②

（引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物の制限
：毒劇法第１５条第２項関係）

毒物劇物営業者は、「**引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物**」については、その交付を受ける者の**氏名及び住所を確認**した後でなければ、交付してはならない。

※具体的には以下の物質が指定

1　**亜塩素酸ナトリウム**及びこれを30%以上含有する製剤
2　**塩素酸塩類**及びこれを35%以上含有する製剤
（農薬として**除草剤**に用いられている）
3　**ナトリウム**
4　**ピクリン酸**

毒物又は劇物の交付の制限③

（帳簿の記載：毒劇法第１５条第３項）

毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項（第２項）の確認をしたときは、その**確認に関する事項を記載しなければならない**。

＜記載が必要な事項＞

1　交付した劇物の名称
2　交付した年月日
3　交付を受けた者の氏名及び住所

（帳簿の保存：毒劇法第１５条第４項）

毒物劇物営業者は、前項（第３項）の**帳簿を、最終の記載をした日から５年間、保存しなければならない**。

事故等が発生した際の措置

（毒劇法第１７条）

・毒物又は劇物等が**流出等**し、不特定多数の人に危害を与える可能性がある場合は、**直ちに保健所、警察署、消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講じる**。

→具体的な応急措置の内容については、
「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準」
の通知で定められている。

・毒物又は劇物の**盗難又は紛失**が起こった際には、**直ちに警察署に届ける**。

食品衛生法等
（農薬と関係法令③）

１　農薬と食品衛生

２　食品の監視と違反時の対応

食品衛生法の目的

（食品衛生法第１条）

この法律は、**食品の安全性の確保のため**に公衆衛生の見地から**必要な規制その他の措置を講ずる**ことにより、**飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止**し、もって**国民の健康の保護を図ることを目的とする**。

＜平成15年、**残留農薬に関する規制を含む法改正**＞

（法改正の背景）

平成13年～14年に発生したＢＳＥ問題、輸入野菜の残留農薬問題、国内の無登録農薬の使用問題などにより、食の安全に対する国民の不安や不信が高まっていた。

食品等事業者等の責務

（食品衛生法第３条ほか）

食品衛生法第３条等によって、

「**食品等事業者は、自らの責任で食品の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる**」こととされている。

食品等事業者とは、
食品の製造や提供に係る
全ての事業者のこと

※具体的には以下の措置等を講ずる

- **講習会の受講などによる知識、技術の習得**
- **微生物検査などの食品の自主検査等の実施**
- **販売した食品等の記録作成、保存**
- **食品の廃棄等の措置**

食中毒

食中毒とは、**飲食に起因する健康被害**のことであり、その**原因の一つに農薬**も含まれる。

病原体による分類	主な例
細菌性食中毒	腸管出血性大腸菌、サルモネラ
ウイルス性食中毒	ノロウイルス、E型肝炎
自然毒食中毒	フグ、スイセン
化学性食中毒	ヒスタミン、**農薬**等
その他食中毒	寄生虫、異物

残留農薬基準とポジティブリスト制度①

・作物に散布された農薬は、**徐々に分解され、減少**していくが、
その**一部は、収穫時の作物に残留し、人の健康に影響を与える可能性**がある。

・このため、食品衛生法第１３条第１項に基づき、「**食品、添加物等の規格基準**」が定められ、その中で農産物等の食品の農薬の残留許容量（**残留農薬基準**）が決められている。

・農薬以外のものも含む残留基準は、Ｈ１８年から、**ポジティブリスト制度**としている。

ポジティブリスト制度
残留基準が定められているものをリストとして示し、それ以外の農薬、動物用医薬品及び飼料添加物**が残留する食品の販売などを原則として禁止する**制度
（H18.5.29施行）

残留農薬基準とポジティブリスト制度②

【改正前の規制】

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

残留基準

↓

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

残留基準の設定がないもの

↓

農薬等が残留していても原則、販売禁止等の規制なし

【ポジティブリスト制度（H18.5.29施行）】

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

残留基準	**一律基準**	**基準を設定しないもの**
農薬等の毒性などについて評価し、その評価をもとに使用対象作物や使用量などを制限	人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が一定量を告示	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを内閣総理大臣が告示
↓	↓	↓
残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止	**一律基準（0.01ppm）を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止**	**ポジティブリストの対象外（65物質）**

※対象食品は、農産物、畜水産物、加工食品等

農薬と食品衛生に係る関係省庁の役割

食品安全委員会

◎**農薬について、食品健康影響評価を実施**
- 急性、亜急性、慢性、発がん性、催奇形性、繁殖などの各種毒性試験から有害な作用の認められない量（無毒性量）を評価し、安全係数を考慮してADI、ARfDを設定

消費者庁

◎**食品規格の一つとして、食品に残留する農薬の許容限度を設定**
- 農薬等７９９に残留基準を設定（ポジティブリスト施行時点）
- 農薬の登録と同時に食品中の残留基準を設定

農林水産省

◎**登録保留基準（食品規格等）を満たす農薬の登録**
- 適用作物、使用時期、使用回数等を定めた農薬使用基準を設定

◎**農薬の適正使用等の指導**
- 無登録農薬の製造・輸入の監視
- 販売や使用に係る義務違反には罰則

厚生労働省

◎**規格の遵守状況の監視**
- **検疫所（全国32ヵ所）輸入食品モニタリング検査**

※違反の可能性が高いものは命令検査

- **都道府県等**
  国内流通食品
  国産及び輸入食品を検査

食品衛生法等（農薬と関係法令③）

1　農薬と食品衛生

2　食品の監視と違反時の対応

輸入食品の監視体制

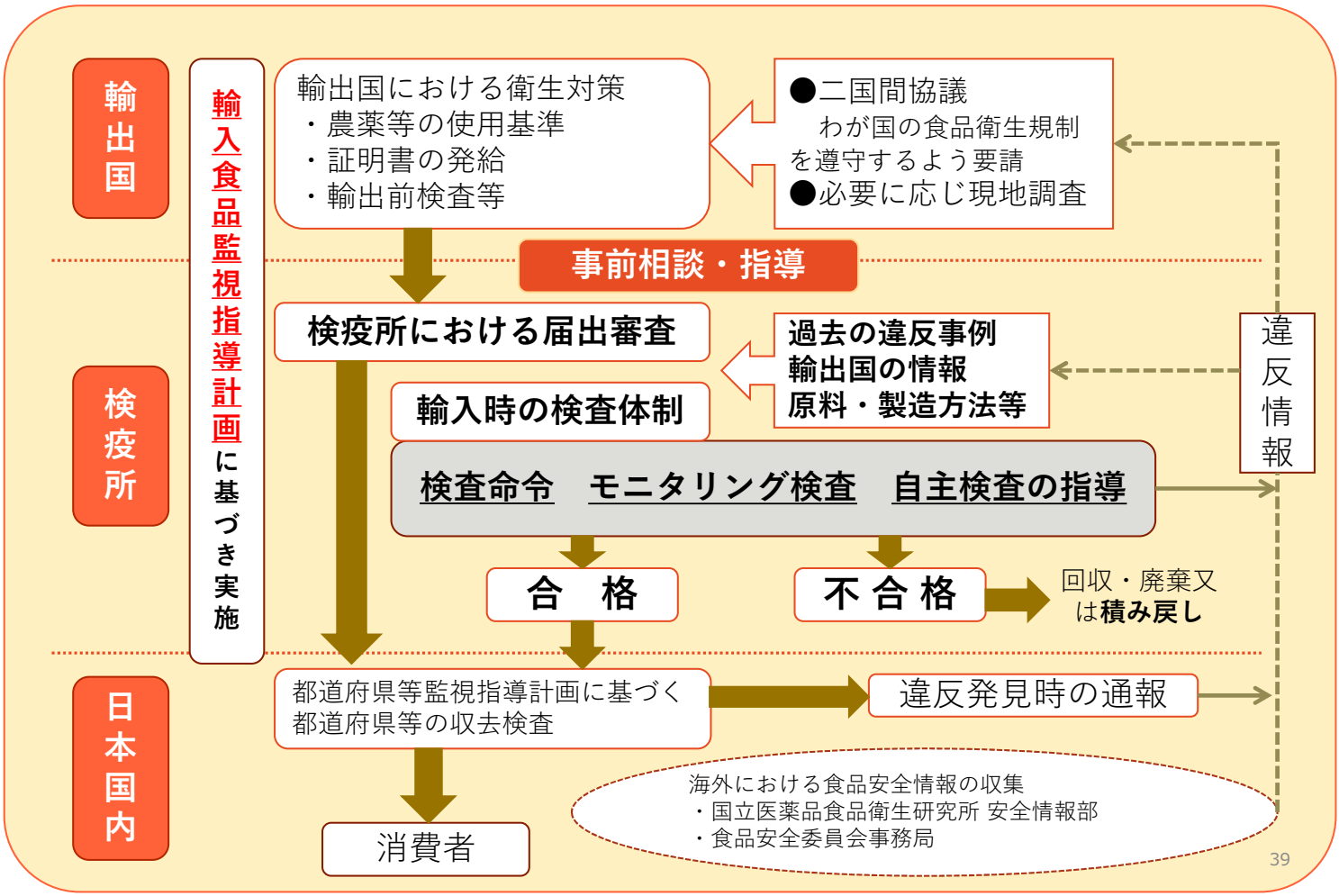

都道府県の監視体制

・都道府県は、都道府県食品衛生監視指導計画に基づき、保健所の食品衛生監視員が販売店、農協、卸売市場などで**検体を収去する**（無償で引き取る）。
（食品衛生法第28条）

・都道府県等衛生研究所などで食品添加物や残留農薬等について**分析を実施**する。

・分析で**残留基準を超過していた場合**は、関係自治体や農林部局と連携し、**原因や流通状況などを調査**する。

・さらに、**販売者に対し販売禁止、回収命令等の処分等**を実施する。
※厚生労働大臣・都道府県知事が行う。
（食品衛生法第59条）

・**処分事実は、原則公表する。**（食品衛生法第69条）

青森県の残留農薬検査

県内で流通する食品（青果物含む）について、残留農薬検査をすることによって監視している。
※直売所やスーパー等の販売店から、収去し、検査を実施

野菜及び果実の残留農薬検査

①収去検査計画に基づき各保健所の食品衛生監視員が収去
②青森県衛生研究所で検査を実施

収去先・収去品の選定で考慮すること

- 県内に流通していること
- 過去に違反事例があること
- 生産者情報が確認できること
- 検査に必要な量が確保できること

基準違反時の対応

被害拡大防止

- **行政機関への報告**
- **迅速かつ適切な回収（自主回収が基本）**
- **回収情報の消費者への周知、公表**

重要　**回収は、事業者が自ら行う必要がある**

再発防止

- **原因の究明**
- **再発防止対策の徹底**
- **改善結果の検証**

違反時の対応（H30「にんじん」の事例）

保健所の対応

①農林水産部と連携して**販売店及び生産者を調査**
②同一ロットのにんじんの**自主回収を指導**
③基準値を超えていたアセフェートの使用状況の確認

結果

①販売店は、保健所の指導に従い**自主回収を開始**
②にんじんに近接している「なす」にアセフェートを
　使用していた　→　ドリフトの可能性
③保健所は、販売者に文書指導

自主回収する際の届出事項

1　営業者氏名、住所　→回収の責任者（販売者等）
2　食品の商品名、名称、表示内容
→食品を特定できるもの
3　回収の理由　→例）基準値を超える農薬が検出など
4　販売先、販売日、販売数量
5　回収着手日
6　回収の方法　→例）販売先に回収依頼、着払いで送付
7　食品衛生上の危害の発生の有無

◎ 回収終了後も届出が必要

食品衛生法等の一部を改正する法律案の概要（平成３０年法改正）

改正の趣旨

○ 我が国の食をとりまく環境変化や東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化
　国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応できることとする。

2. HACCP（ハサップ）*による衛生管理の制度化
　原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPによる衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

＊ 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集
　健康被害の発生を未然に防止する観点から、特別の注意を要する成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の報告を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
　食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
　実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める34業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設
　営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。　→　令和3年6月1日施行

7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年）（予定）

食品等のリコール情報の報告制度の創設

○ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

【報告対象】

（1）**食品衛生法に違反する食品等**
　法第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。

（2）**食品衛生法違反のおそれがある食品等**
　違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

【適用除外】
食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

- 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
（例）地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合　等

- 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合
（例）・食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
・食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合　等

